＜認定農業者の育成を実施している事例＞

○「道の駅で売ろう」を合い言葉に

１．集落協定の概要

市町村･協定名	鳥取県　東伯郡（とうはくぐん）　琴浦町（ことうらちょう）　金屋（かなや）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
18.4ha	米・大豆・野菜			
交付金額	個人配分			50 %
147万円	共同取組活動（50%）	各担当者活動経費		2 %
		農産物加工機械整備費		3 %
		水路・農道維持管理費		10 %
		農地管理費		32 %
		景観作物作付費		3 %
協定参加者	農業者　29人、水利組合　3			

２．取組に至る経緯

金屋集落は旧赤碕町のほぼ中央部に位置し、農地の傾斜は比較的緩やかな水田18haが対象農用地となっている。協定締結当初では水稲約11ha、大豆約5ha、野菜約2haの作付けを行っているが、生産調整の関係上、水稲の作付けを今後増やせるとは考えられないため、耕作放棄地を出さずに集落の農地を有効活用していくためには、今後高齢農家が増加しても作っていける新たな野菜品目の導入が欠かせないと考えられた。

また、町内の道の駅内に整備された農産物直売所で販売するために、集落内に交付金などを使い加工所を整備し、新たに導入した品目を加工して直売所で販売していくことが集落で合意された。

３．取組の内容

協定締結当初には、認定農業者は３人であったが、新たに２人が認定された。

認定農業者を育成するために、担い手が持っている技術や活力を集落内に波及させ、関連した作目を導入した。また、集落内に共同加工施設を整備し、町内の農産物直売施設「あぐりポート琴浦」で、大根、干し芋、ヤーコン、唐辛子等の農産物や加工品を販売し、農業所得の向上を図った。

加工品の販売

共同作業による水路管理

[集落の将来像]
新たな野菜品目を導入して、集落内農地で耕作放棄地が出ないようにするとともに、収穫した作物あるいはその加工品を道の駅直売所で販売し、集落の活動の一助とする。
また、認定農業者をさらに育成することとし、その担い手としての活力・技術を集落内に波及させて、それと関連した作目を導入し、農業所得の向上を図る。

[将来像を実現するための活動目標]

[活　動　内　容]

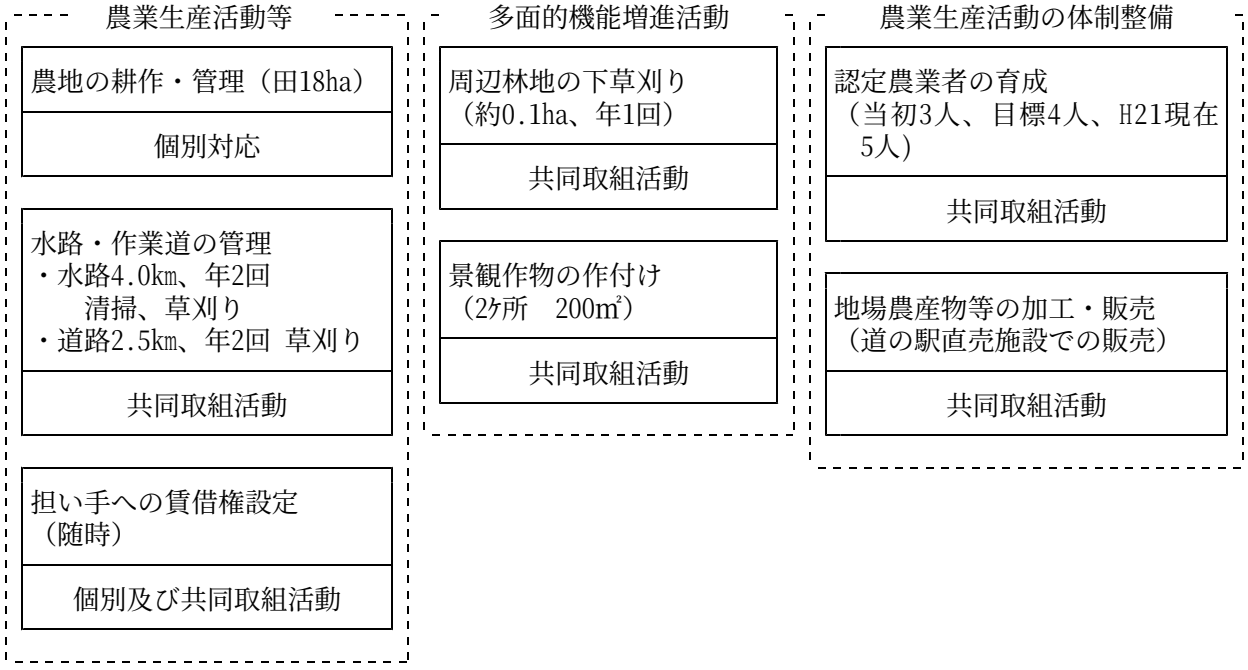

4．取組による変化と今後の課題等

道の駅直売所で農産物や加工品を販売することにより、小額ではあるが、農業者の貴重な収入源となった。

品目への取組みや加工品の開発に向けての機運が高まりつつあり、今後は加工品を増産し、販売額の増加につなげていきたいと考えている。

[平成21年度までの主な成果]
○ 認定農業者の育成（当初3名、目標4名、H21現在5名）
○ 地元農産物の加工・販売（当初なし、目標道の駅直売所での販売、H21現在の販売額90千円）

＜高付加価値型農業の実践を行っている事例＞

○アスパラガス栽培を導入

１．集落協定の概要

市町村･協定名	島根県　簸川郡(ひかわぐん)斐川町(ひかわちょう)　みはらし			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
1.5ha	水稲、ｱｽﾊﾟﾗｶﾞｽ			
交付金額	個人配分			49 %
31万円	共同取組活動（51%）	役員手当		19 %
		会議費		2 %
		鳥獣害防止対策、水路・農道等維持管理活動出役賃金		30 %
協定参加者	農業者　2人			

２．取組に至る経緯

斐川町は平地が多く基盤整備が進んでいる。そのため、大型機械による省力化などが進んでおり、担い手も育成されている。しかし、当集落は山間部に位置し、ほ場条件も悪く担い手が育成されていなかった。集落内で協議し、将来も農地を維持管理するためには、中核となる担い手を育成することや農家の農業所得向上が必要であると考えた。このため、平成12年度に協定を締結し、平成17年度からの新対策の取り組みとして、担い手育成及び高付加価値型農業に取り組むこととした。

３．取組の内容

農地の法面管理や鳥獣被害防止対策を行い、耕作放棄地の発生防止に努めている。また、協定内の農道、水路なども管理し農地保全に努めている。

前対策までは園芸作物は作付けしていなかったが、高付加価値型農業を推進するため、新規作物として「アスパラガス」を導入した。収穫されたアスパラガスは地産地消を推進するため学校給食などにも販売している。

将来も集落の農業の中核となる認定農業者を平成20年度に育成することができた。

新規作物「アスパラガス」の栽培

共同活動として周辺林地の下草刈り

[集落の将来像]

農作業の中核となる認定農業者を育成し、農用地の集積を推進するとともに、集落内の他の高齢農家等との役割分担により、担い手が中心となった安定的な農業の継続と一人一人が役割を担い、生涯いきいきと暮らせる集落づくりを推進。あわせて、集落内の美しい農用地を将来的に守り続けていく。

[将来像を実現するための活動目標]

○認定農業者の育成

○集落内で話し合い、担い手への農用地の利用集積

[活　動　内　容]

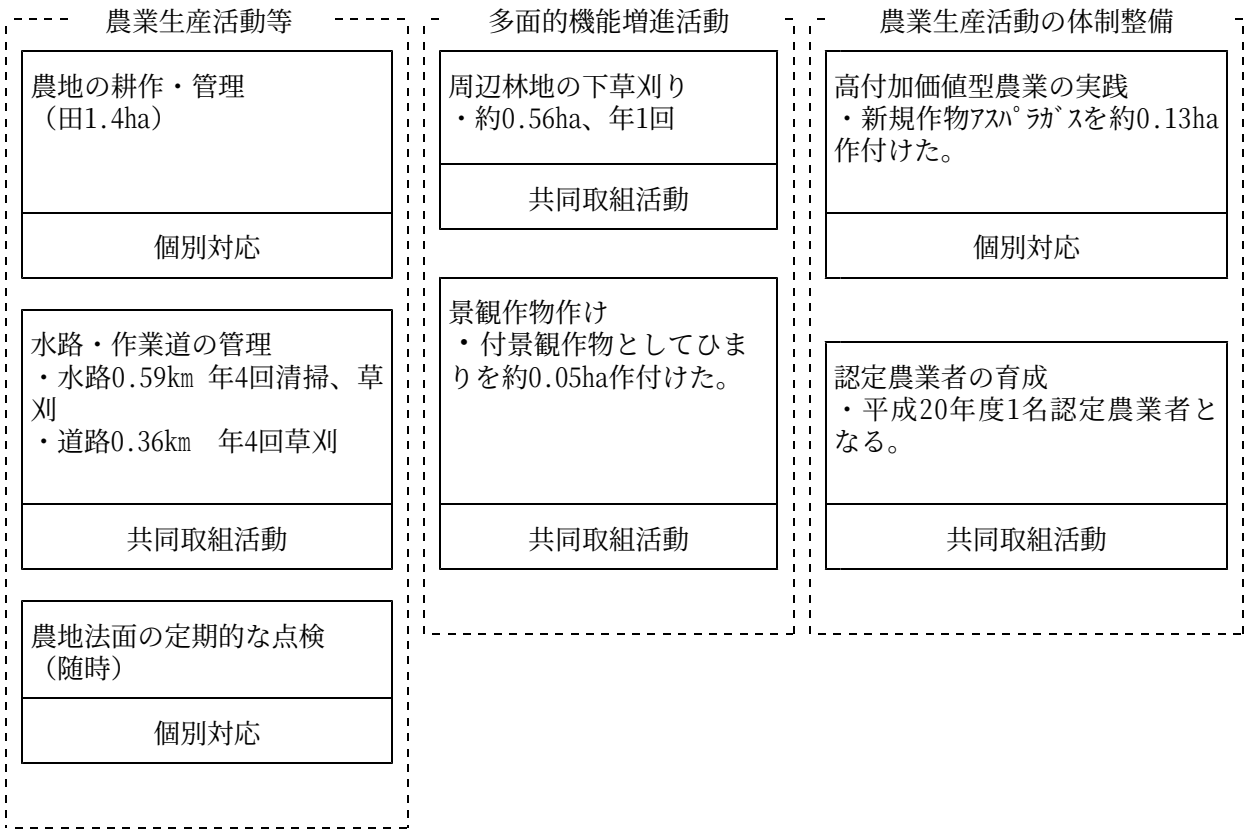

4．取組による変化と今後の課題等

農地の法面管理、鳥獣被害防止対策などにより耕作放棄地の発生防止となった。また地域集落の活性化を促し、多面的機能の維持により環境などが守られた。

今後は、集落の農地を管理維持していくためには、農作業の中核となる担い手を育成し、将来的には担い手に対して、協定以外の集落の農用地を集積していくとともに、アスパラガスなど園芸作物の導入で所得の向上を図る。

[平成21年度までの主な効果]

○新規作物としてアスパラガスを作付け　○認定農業者の育成　○担い手への農地の集積

（当初0ha、H21実績0.13ha）　（当初0人、H21実績1人）（当初5849㎡、H21実績5849㎡）

＜都市住民等との交流を実施している事例＞

○棚田を活かした地域づくり

１．集落協定の概要

市町村･協定名	島根県鹿足郡吉賀町　大井谷			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
6.8ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分			50 %
143万円	共同取組活動分	多面的機能増進活動		44 %
	（50%）	その他		6 %
協定参加者	農業者 15人	非農業者 6人		

２．取組に至る経緯

平成10年に棚田地域振興座談会（棚田を考える会）が開催され、これを契機に棚田保全を含めた地域振興を行うため地元住民による「助はんどうの会」が結成された。平成11年度からは棚田オーナー制度を導入し、都市住民との交流を積極的に行い、平成12年度には棚田トラスト制度も実施するようになった。

こうした中、集落では協定を締結し、さらに、これまで実施してきた多面的機能の増進と地域の活性化を進めることとした。

３．取組の内容

棚田オーナー・トラスト制度と「大井谷棚田まつり」の取り組みによる都市住民との交流を深めた。特に協定参加者全員が運営等に携わり、集落一体化した取り組みとなっている。

また、棚田で栽培された米は、その味が定評となり、独自の基準を設定し「大井谷棚田米」として販売している。

棚田オーナー・トラスト制度に参加している都市住民に対しては「大井谷たなだだより」を発行するなど、大井谷の棚田を通して農業に対する理解を深め、棚田保全や農業をはじめ森や川などの環境について一緒に考え、都市と農村がともに力を合わせていけたらという活動を行った結果、棚田保全などの活動が評価され、「美しい日本のむら景観コンテスト」はじめ様々な賞を受賞している。

棚田オーナーによる収穫作業

棚田まつりでの新米すくい取り

［集落の将来像］

大井谷の宝は、６００年前から営々と築かれてきた棚田であり、その美しさは日本の「棚田百選」にも認定された。棚田の保全には、地域住民のみならず、棚田オーナーをはじめとして地域外からも強い関心と期待が寄せられており、大井谷集落の将来は棚田保全を抜きに語ることが出来ない。周囲の里山の豊かな自然と水を生かしながら、限られた土地で持続的な生産の営みを続けてきた棚田。地域内外の人々の協働により、棚田の美しさ・尊さを守り、受け継ぎ、広め歩み続けていく集落づくりを推進していきます。

［将来像を実現するための活動目標］

○総合的な農地保全活動
○都市及び学校との交流
○集落営農による農地の管理

［活　動　内　容］

農業生産活動等

農地の耕作・管理(田6.8ha)
個別対応
水路・作業道の管理 ・水路　年3回 清掃、草刈り ・道路　年3回 草刈り
共同取組活動
農地法面の定期的な点検 （随時）
個別対応

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り （年1回）
個別対応
棚田オーナー制の実施 （25区画・25組）
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

高付加価値型農業の実践 ・特別栽培米 ・地場産農産物等の加工･販売
共同取組活動
都市との交流 ・棚田まつりの開催 ・非農家との連携
共同取組活動

集落外との連携

○小学校との連携により、毎年児童がオーナーとなり総合学習の一環として農業体験を行いながら、自然生態系の保全を含めた学習を行い、交流を深めている。

４．取組による変化と今後の課題等

オーナー制度の実施により、定期的に集落を訪れる都市住民が増え、交流人口の創出と地域の活性化が図られた。特にこの取り組みにより、農家にとっては農産物生産と地域の財産（農地・棚田）を守る意識の向上につながった。また、都市住民にとっても棚田オーナー制度を通じて､中山間地域の農業などに対する理解や意識に変化がみられた。

［平成21年度までの主な効果］

○棚田オーナー制度の充実による地域の活性化
　・都市住民との連携、小学校との連携
○都市住民との交流による地域の活性化
　・棚田まつりの開催の定着化（非農家との連携）
○ 地場産農産物の加工・販売による地域の活性化
　・大井谷棚田工房を設立し、地域の農産物の加工販売に取り組む

＜農地・水・環境保全向上対策と連携して効果的な取組を実施している事例＞

○農地・水・環境保全向上対策との連携

１．集落協定の概要

市町村･協定名	岡山県高梁市（たかはしし）　迫（さこ）			
協定面積	田（63%）	畑(26%)	草地	採草放牧地(11%)
11.2ha	水稲	ぶどう		ー
交付金額	個人配分			50 %
130万円	共同取組活動（50%）	役員報酬		6 %
		道・水路管理費		7 %
		農地管理費		17 %
		共同利用機械購入等費		18 %
		その他		2 %
協定参加者	農業者 21人			

２．取組に至る経緯

地域は過疎・高齢化が著しく、また専業農家も年々減少しており農業者の大半が兼業農家となってきている。さらに、１農家あたりの耕作面積が小さく、大型機械等による農作業ができないため、農作業負担が増大している。これらの諸問題を個々の農家で解決していくのは難しく、このままでは集落を維持できなくなる恐れがあり、中山間地域等直接支払制度を取り組むことにした。

３．取組の内容

当地域は、観光地を擁し地域外からの訪問者も多い土地柄であることから、本制度で管理の対象としていない道路や水路の補修・改修等に、農地・水・環境保全向上対策を活用したり、自治会等農業者以外の地域住民との共同活動等、両制度連携により、地域環境の改善に取り組んだ。さらに、地元小学校と連携し、ビオトープの確保や自然観察会を実施し、地域の将来を担う子供たちの育成に努めた。

営農体制については、共同利用の防除機械を整備し、省力で効果的な作業体系を確立するとともに、他事業も活用し、耕作困難になりつつある農用地へ対応できる営農組合の設立、機能強化を図った。

農道草刈

共同防除

[集落の将来像]

集落内の農業従事者の年齢構成が高齢化が進んでおり、今後農作業が困難な農家が多くなることが見込まれるため、営農組織を法人化、集落内農地の大部分の経営を任せることにより、安定かつ効率的な農業経営を実現する。

[将来像を実現するための活動目標]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	農業生産活動の体制整備
農地の耕作・管理(11.2ha) 個別対応（一部受委託等）	周辺林地の下草刈り (0.5ha、年１回) 個別対応	機械農作業の共同化 共同防除を実施：目標6ha 共同取組活動
簡易な基盤整備(水路：70m) 共同取組活動	景観作物の作付け 道路沿いに彼岸花を作付け 共同取組活動	自然生態系の保全に関する学校教育等との連携 (吹屋小学校と協定を締結し、自然観察会の実施、ビオトープの確保を行う。) 共同取組活動
水路・作業道の管理 ・水路1.1km年2回清掃・草刈 ・農道1.1km年2回 草刈り 共同取組活動		

４．取組による変化と今後の課題等

当地域は、観光地「吹屋ふるさと村・広兼邸」を擁し地域外からの訪問者も多い土地柄で、本制度と農地・水・環境保全向上対策と連携して取り組むことにより、ふるさとの景観を守り、子供たちの郷土意識を高めることができた。

また、本制度では農作業・機械の共同化に取り組んだが、併行して持続的な農地の適正管理をするため他事業を活用した集落営農の組織育成を進められ、周辺集落も含めたより広い地域を対象として機能する営農組合への発展が期待されている。

[平成21年度までの主な効果]

○ 機械農作業の共同化　　共同防除の実施 （当初 3,259㎡　 目標 60,763㎡　H21実績 60,763㎡）

○ 集落営農組織の育成　　営農組合設立（H19.2.5）水稲　田植え、収穫、乾燥･調整等の作業受託

○ 農道水路の管理,水路補修 （水路補修 実績 70m、道水路管理各２回／年）

○ 自然生態系の保全に関する学校教育等との連携

(ビオトープ確保0.2ha、吹屋小学校と連携して自然観察会の実施)

○ 地域内主要道路に彼岸花などの景観作物を作付け

＜認定農業者の育成を実施している事例＞

○担い手育成等を基盤とした取り組み

１．集落協定の概要

市町村･協定名	岡山県久米郡久米南町（くめぐんくめなんちょう）　下籾（しももみ）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
32.0 ha	水稲			
交付金額	個人配分			50 %
661万円	共同取組活動（50%）	役員報酬、研修会等		5 %
		共同利用機械等購入費		45 %
協定参加者	農業者 37人、非農業者 9人			

２．取組に至る経緯

集落内における基幹的農作業は、従来、個々の農家で行ってきた。しかし、高齢化が進展するなかで将来的に基幹的農作業も困難となる農業者が増えることが予想されるため、前対策から協定に取り組み、集落内での話し合いから、定年退職者をオペレーターとして育成し、農作業機械の共同利用を推進するとともに、農作業受委託の推進により、認定農業者などの担い手育成を図ることとした。

３．取組の内容

当集落には、転作作物の振興を目的とした機械利用組合があったが、それを基盤として水稲用機械（コンバイン、防除機等）の整備を行い機械の共同利用を拡大するとともに、定年退職者を中心としてＩターン非農家も巻き込んだオペレーターの育成を行い、水稲基幹作業の受託を行うまでの機能強化を図った。

また、農道・用水路やため池の草刈り・清掃は、自らの暮らす地域の環境保全として非農家や非対象農家９名を含めた地域ぐるみで取り組まれるようになった。

イノシシ等の獣害防止については、個別で実施していたものを各戸からの資材の持ち寄りで、団地毎でまとめて設置し共同管理することにより、効果を高めた。

イノシシ被害防止柵の設置

ため池の管理作業

[集落の将来像]
・水稲の基幹的農作業用機械の共同利用による生産コストの低減。
・集落内の農道、用水路、ため池の管理を非農家を含めた集落全体で行う。
・集落全体でイノシシ対策に取り組み、安心して農作物を栽培できる体制を整備する。

[将来像を実現するための活動目標]
○コンバイン・防除機等の共同利用の拡大による生産コストの低減
○定年退職者・Ｉターン非農家の参加による集落共同活動の活性化
○保有資材持ち寄りによる共同設置管理による効率的な鳥獣被害防止対策の実施

[活　動　内　容]

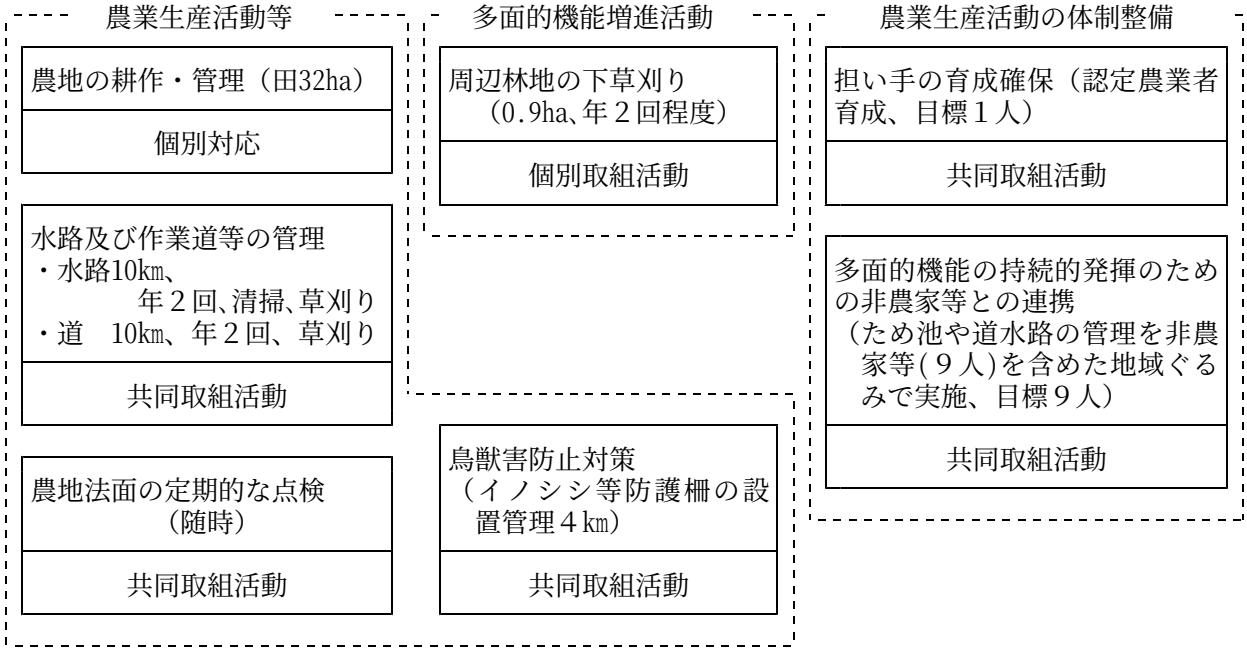

４．取組による変化と今後の課題等

機械の共同利用や農作業の受委託が進み、高齢化や担い手不在による耕作放棄地発生に一定の歯止めがかかり将来への不安の解消につながっている。

今後、一層の共同機械の利用拡大や農作業受委託・担い手への利用権設定による規模拡大により、地域農業の活性化が期待される。

[平成21年度までの主な成果]
○ 水稲収穫作業及び農薬等防除作業における機械共同利用による営農の効率化・低コスト化
（集落営農育成関連事業との連携でコンバイン等の導入　当初０ha、H21実績４ha）
○ イノシシ被害防護柵の設置　（当初０㎞、目標４㎞、H21実績４㎞）
○ 農道及び水路の補修改良など　（水路補修改良　0.5㎞）
○ 認定農業者の育成　（当初０人、目標１人、H21実績１人）
○ 集落内農道・用水路・ため池等の管理を非農家等９名を含めて地域ぐるみで実施
（当初０人、H21実績９人）

＜農地・水・環境保全向上対策と連携して効果的な取組を実施している事例＞

○集落みんなで取り組む自然・環境に配慮したむらづくり

１．集落協定の概要

市町村･協定名	広島県三次市（みよしし）　畑原（はたけばら）			
協定面積 24.0ha	田（100%） 水稲、飼料、大豆	畑	草地	採草放牧地
交付金額 391万円	個人配分			2 %
	共同取組活動 （98%）	道路、水路の維持管理		5 %
		農業生産活動費（育苗施設・農機具格納庫）		54 %
		鳥獣害被害防止対策費（イノシシ柵）		10 %
		機械購入積立（トラクター）		20 %
		その他の経費		9 %
協定参加者	農業者20人、非農業者5人、特定農業法人１法人（構成員25人）			

２．取組に至る経緯

当集落は、水稲栽培の兼業農家20戸と非農家(土地持ち4戸を含む)5戸からなる小規模な集落で、営農組合で転作の話し合いを行う以外は共同的な取り組みは実施していない状況であった。平成16年度から市町村合併で対象地域となったのを受けて協定を締結することを決めた。交付金について全額を共同取組活動に使用することを確認し、以前から全員の悩みであったイノシシの被害を減らすために、交付金の8割を充当して防護柵を共同作業で設置することから開始した。

３．取組の内容

防護柵設置の共同作業時に話し合う中で、高齢化の進行で将来の農地管理には法人化が必要という合意形成ができ、先進地視察の実施からわずか半年で法人設立に至った。法人による機械装備が必要と考え、トラクター、育苗施設、農機具格納庫兼乾燥処理施設の設置を行った。道路・水路の維持管理も共同作業で実施し、集落の景観美化にも取り組むこととなり、集落内の農道筋に水仙を植える活動を契機に、平成19年度から農地・水・環境保全向上対策に取り組み、地元の小学校と連携し、ホタルの生息調査、幼虫の餌のカワニナの放流や竹炭を使った水質改善の活動が実を結び、ホタル祭りの開催に至った。平成20年度からはアイガモ農法にも取り組んでいる。環境に配慮した活動を法人経営に活かすため特別栽培米を生産し、高付加価値化につなげている。

イノシシ防護柵の設置

小学校とアイガモの放鳥

[集落の将来像]
○ 特定農業法人の設立及び法人による農業機械の共同化・農作業の受託により集落営農の継続の実現
○ 他集落との連携及び世代を超えた集落全員で企画し、協力し合える集落の実現

[将来像を実現するための活動目標]
（耕作放棄地発生防止）鳥獣害被害防護柵の設置、法人による耕作継続の受け皿整備
集落外の畜産農家と連携した水田放牧及び飼料作物の作付け実施
（共同機械の利用）共同利用機械・施設の設置による法人への利用集積及び作業受委託の実施
（多面的機能増進活動）周辺林地の下草刈、景観作物の作付けの実施

[活　動　内　容]

農業生産活動等

農地の耕作・管理（田24ha）
個別対応（法人への集積）
水路・作業道の管理 ・水路5㎞、 清掃年2回 草刈年2回 ・道路2㎞、草刈、簡易補修 年2回
共同取組活動
農地法面の定期的な点検 （梅雨・台風後の点検）
共同取組活動
鳥獣害被害防止対策 （防護柵設置1.6㎞）
共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り （約2㎞、年1回）
共同取組活動
景観作物作付け （水仙植え付け 農道沿い2㎞）
共同取組活動

農地水と連携した取組

地元小学校と連携したホタルの生息環境整備
環境保全型農業の実践 ・アイガモ農法：0.15ha ・特別栽培米：3.1ha

農業生産活動の体制整備

法人による機械作業の共同化 ・トラクター、育苗施設、農機具格納庫、ミニライスセンター整備 ・法人による共同作業実施
共同取組活動

加算措置としての取組等

規模拡大加算 法人に農地集積 H21:19.6ha、目標:10ha
共同取組活動

集落外との連携
○　近隣集落の和牛生産農家と連携して、転作としての飼料作物の作付け、堆肥のほ場散布、和牛の水田放牧を実施
○　同一水系の近隣集落と共同でため池や用水路の維持管理を実施

４．取組による変化と今後の課題等

特別栽培米の作付増加による法人経営の高度化､畦畔への芝桜定植拡大による省力化。

[平成21年度までの主な成果]
○ 担い手への利用集積による安定的な農業生産活動の実施（当初0ha、目標10ha、H21実績19.6ha）
○ 集落外の畜産農家との連携によるほ場への有機物施用（特別栽培米3.1ha)や和牛放牧(1.7ha)による耕作放棄地発生防止
○　農地・水・環境保全向上対策との連携による世代間交流や集落ぐるみの活動の活発化

＜農業生産法人の育成を実施している事例＞

○我等の悠久の農地　知恵と工夫で死守

１．集落協定の概要

市町村･協定名	広島県神石郡神石高原町（じんせきぐんじんせきこうげんちょう）　たかまる			
協定面積	田（91%）	畑(9%)	草地(0%)	採草放牧地
58.9ha	水稲	野菜	牧草	ー
交付金額	個人配分			49 %
782万円	共同取組活動（51%）	役員報酬		5 %
		共同機械利用		17 %
		共同作業労務費		17 %
		鳥獣害被害防止対策		1 %
		積立等		11 %
協定参加者	農業者 108人、特定農業法人　１組織（構成員62名）			

２．取組に至る経緯

本地域も例外ではなく過疎化に併せて高齢化が進み、農業機械経費の増大も伴って、耕作を放棄する者が目立つようになった。平成12年度から本制度に取り組むにも、役員を担う人材が乏しく、集落機能と同様に協定の持続が危ぶまれる事態となってきた。

高齢化の進行や農業を廃業する者が増えるなか、2期対策の始まりに合わせて地域のリーダーが集まり、既存の6協定の合併が行われ、役員を担う人材を欠く隣接集落まで取り込んで協定を締結することとなった。

３．取組の内容

集落の持つ「知恵と工夫」などの総合力で集落機能を維持、また発展させるために、第2期対策では既存の6協定に働きかけ6集落一体となった協定を締結し、地域全体で共同取組活動を行ってきた。なかでも、より効率的な農業の担い手を育成し、集落全体のレベル向上を図るため､法人設立加算を受けて特定農業法人を設立する取組を開始した。

難業の末、平成20年には念願の「農事組合法人　黄金の里井関」を立ち上げ、現在では集落内の重要な担い手として高い評価を受けるようになった。

協定としても、この法人の運営・活動に対して補助金等を交付し、支援や協力を惜しまずに法人を大きく育てていくけるよう広く活動を行っていく。

法人による共同作業（田植）

法人による共同作業（ヘリ防除）

[集落の将来像]
○ 担い手を中心とした農業生産体制整備の実現
○ 地域の悠久の農地・農村の維持・発展及び次世代への継承

[将来像を実現するための活動目標]
○ 「地域の農地は地域の者により共助・共生で」を理念とし、現在の地域の担い手として万策を実施
○ 農業従事者の担い手確保による地域農業の維持・発展
○ 圃場整備田の荒廃防止及び遊休農地の発生防止による農村環境の維持

[活　動　内　容]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田28ha）
  - 農業法人対応
- 水路・作業道の管理
  ・水路7.3㎞、年3回
  　点検、清掃、草刈
  ・道路6.6㎞、年3回
  　点検、草刈
  ・農道　草刈　年2回
  - 共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検（年3回　随時）
  - 集落法人対応(一部個人対応)

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈「里山作り事業(ﾊﾞｯﾌｧｰｿﾞｰﾝ)」実施
  下草刈（0.8ha、年1回）
  - 共同取組活動
- 景観作物植栽
  ・道路法面、溜池法面にツツジを植栽(0.2ha)
  ・休耕田にアヤメを植栽(0.1ha)
  - 共同取組活動
- 転作田でキャベツ、白菜、ショウガ等を栽培し、JA系統出荷と共に産直売場に出荷し、女性の活動を促進

農業生産活動の体制整備

- (農)黄金の里井関による機械農作業の共同化、水稲の耕起・田植・防除・収穫を一連して実施（29ha）
  - 集落法人対応
- (農)黄金の里井関へ利用集積（32ha）
  毎年1.5ha程度規模拡大
  部分作業委託　延べ1.6ha
  - 集落法人対応

加算措置としての取組等

- 規模拡大加算
  (農)黄金の里井関へ農地を集積し農業の効率的経営を進める
  - 集落法人対応

4．取組による変化と今後の課題等

・地域の農地保全と共同の輪による効率的農業経営の自覚が高まりつつある。
・次の集落リーダー養成が急務である。
・適地適作、地の利を得た作物選定、販売戦略による収益力の向上が必要

[平成21年度までの主な成果]
○ H19年度　特定農業法人を設立し利用権を設定(H19　29ha、H20　30ha、H21　32ha)
○ H20年度　猪防護柵を25ﾌﾞﾛｯｸで共同設置し猪被害を激減させた。
○ H20年度　「耕作放棄地再生実証試験」を受けて土壌改良を実施し、野菜の作付を行った。
○ H21年度　「里山作り事業(ﾊﾞｯﾌｧｰｿﾞｰﾝ)」を実施し、猪被害防止対策を一層強化。
○ 遊休農地を利用した和牛放牧を行い、多面的機能増進に役立てている。

＜他集落との連携、高齢農家等への支援を実施している事例＞

○複数集落の法人を核とした農業生産活動の体制整備

１．集落協定の概要

市町村･協定名	山口県萩市（はぎし）　第13農区（だいのうく）（至福の里（しふくのさと））			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
61.6 ha	水稲			
交付金額	個人配分			40 %
770万円	共同取組活動（60%）	農地の法面管理、耕作放棄地防止		24 %
		水路・農道等の維持管理		12 %
		堆きゅう肥の施肥		6 %
		機械購入		18 %
協定参加者	農業者　57人、農業生産法人1（構成員91人）			

２．取組に至る経緯

第13農区（至福の里）協定は、集落単位から農区単位へ統合・再編された協定であり、協定統合の背景には、同じ13農区を活動拠点とする第13農区農機利用組合の存在が大きく関わっている。

第1期対策では、農区単位での協定締結を予定していたが、農地条件の相違等の問題もあり、集落を基礎とした4つの協定でスタートした。第2期対策において4つの協定に統合され、堂ヶ市・山田・永田沖・永井・向山・壇今木の6つの集落から構成される協定として取組を始めた。

３．取組の内容

当協定は、2004年に第13農区営農組合「至福の里」を設立。営農組合と集落協定の範囲を一致させ、オペレーターによる作業受委託など効率的な農地管理を図った。その後、2008年にその営農組合を基礎として農事組合法人「至福の里」を設立した。法人の設立にあたり共同取組活動を重点化した大規模な鳥獣被害防護柵の設置、大型農業機械の導入等に交付金を活用した。

一方で、高齢化等による集落機能の低下を防ぐため、寄合や集会所等の管理等のため、集落ごとの共同活動費として、毎年50万円配分する、集落に配慮した特徴ある取組も行っている。

また、農地・水・環境保全向上対策に2007年から取り組んでおり、前述した法人に加え、自治会、婦人会、子供会等で構成された活動組織による、農道や水路管理にかかわる基礎的な活動も行っている。

大型コンバインによる収穫作業

[集落の将来像]
○農業生産法人「至福の里」を核とした集落営農を充実させ、農作業受委託の推進を図り、地域農業生産活動等の持続的な体制整備を行い集落の農地は地域で守っていく。

[将来像を実現するための活動目標]
○「至福の里」を地域の担い手として位置づけ、農用地集積を推進し、40haを目標に地域農業の継続を図っていく。

[活　動　内　容]

農業生産活動等

農地の耕作・管理（田62ha）
法人による維持管理体制
水路・作業道の管理 ・水路5㎞、年2回 清掃、草刈り ・道路7㎞、年2回　草刈り
共同取組活動
農地法面の定期的な点検 （年２回及び随時）
共同取組活動
鳥獣害防止対策の実施 電気柵の設置(2,500m,5ha)
共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り （約0.5ha、年1回）
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

担い手集積化 （法人への集積43ha(70%)実施、目標52ha）
共同取組活動

４．取組による変化と今後の課題等

協定統合により活動範囲が広域化したことで交付金が増え、大規模な取組ができるようになり、共同活動の強化が図られた。

また、農地と作業の受け皿となる営農組織の法人化を図ったことにより、小規模・高齢化集落も安心して活動に参加できる体制が作られた。

一方で、事務作業の負担が増す中で、高齢化のため役員の確保が困難となっており、今後のリーダー層をいかに育成していくかが重要な課題である。

[平成21年度までの主な成果]
○ 地域の担い手へと位置づけられる農業生産法人の設立
○ 生活面の集落機能の維持強化による地域の活性化

＜地場産農産物の加工・販売を実施している事例＞

○熟年パワーが都市交流の発信源

１．集落協定の概要

市町村･協定名	山口県周南市（しゅうなんし）　片山（かたやま）				
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地	
8.1ha	水稲・大豆等				
交付金額	個人配分			45 %	
69万円	共同取組活動（55%）	役員手当		1 %	
		体制作りに向けた活動		1 %	
		維持管理作業		3 %	
		担い手支援金等		8 %	
		堆肥の施用		42 %	
協定参加者	農業者 15人、法人 1人、非農業者 7人				

２．取組に至る経緯

片山集落は、市の山間部に位置し、高齢化の進行、後継者不足のため農業生産活動の中心は、60～70歳代である。中山間地域等直接支払制度（第１期対策）が始まった当時は、元気なうちは、自分達で何とか集落内の農地を守ろうと考え、話し合いもスムーズに進んだことから、制度に取り組むこととなった。

３．取組の内容

片山集落がある大潮地区には、地区内の7集落で取り組んでいる直売所「大潮田舎の店」があり、地場産野菜や、直売所で加工された豆腐や寿司・弁当は、地域をはじめ、都市住民の間で人気商品となっている。また、地域の美化に努め、大潮田舎の店を中心に、ルーラルフェスタなどに参加し、都市住民との交流に努めている。

農業生産関係では、平成19年10月に近隣の３集落で、営農組合を立ち上げ、機械の共同利用と作業委託も進めている。

都市住民との交流（彼岸花の植栽）

交流によるよもぎの加工

[集落の将来像]
○ 非農家・非対象農家との連携による多面的機能増進活動と地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備

[将来像を実現するための活動目標]
○ 交付対象農家、対象農家の役割や連携のあり方を明確化し活動を展開する。
○ 周辺集落と連携し、田舎の店を中心に農産物の加工・販売に取り組む。

[活　動　内　容]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	農業生産活動の体制整備
農地の耕作・管理（田約8.1ha） 個別対応	景観作物（彼岸花・菜の花、水仙、桜）の法面への植栽 共同取組活動	地場農産物の加工・販売（大潮田舎の店での豆腐、寿司等の加工・販売 共同取組活動
水路・農道等の管理 ・水路　１㎞、年２回 清掃、草刈り ・農道　１㎞、年２回 簡易補修、草刈り 共同取組活動	体験型交流事業（景観作物の植栽、よもぎ摘み等） 共同取組活動	多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落との連携（水路・農道の管理、景観作物の植栽） 共同取組活動
鳥獣害対策施設 ・電気柵約600m 共同取組活動		

集落外との連携
○ 大潮地区7集落での「大潮田舎の店」を中心としたそば打ち、餅つき等都市農村交流

４．取組による変化と今後の課題等

直売所での取組は、平成元年から地元の女性有志でスタートし、平成14年に現在の形になったが、集落の活性化につながった。市内の比較的近い所に住んでいる他出した後継者家族も集落行事に参加するようになり、集落の農地保全についても、話し合いができるようになった。

今後は、ますます高齢化が進行していく中、他出した後継者との連携や他集落との一層の連携強化をどのように具体化していくかが、課題である。

[平成21年度までの主な成果]
○ 近接３集落による営農組合の立ち上げ（平成19年10月）
○ 堆肥製造のためのストックヤードの建設(平成20年)
○ 協定農用地への堆肥の施用（H20年度実績、8.1ha）

＜認定農業者の育成を実施している事例＞

○担い手育成と小学校の体験農園の取組

１．集落協定の概要

市町村･協定名	徳島県　勝浦郡勝浦町　中角（かつうらぐんかつうらちょう　なかつの）			
協定面積 22.6ha	田	畑（100%） みかん	草地	採草放牧地
交付金額 260万円	個人配分			50 %
	共同取組活動 （50%）	役員手当		5 %
		事務費		4 %
		水路・農道管理費		4 %
		鳥獣被害防止対策費		6 %
		共同利用機械購入費		1 %
		多面的機能増進活動費		16 %
		研修会等費		1 %
		その他		13 %
協定参加者	農業者 32人			

２．取組に至る経緯

当集落は昭和30年代からみかんの生産が盛んに行われ、昭和50年には園地面積が50haを数えた。しかし、昭和56年の異常寒波による枯死や販売価格の低下により、園地が平成16年には26haに減り、高齢化の進行による耕作放棄地の増加や専業みかん農家の後継者不足に悩んできた。

３．取組の内容

当集落では技術指導や経営指導をしていく中で認定農業者を新たに２名育成し、町内最大のみかん産地である集落の活性化を目指す。

小学校と連携した体験農園を設置し、田植え、稲刈りに加え、みかん園での収穫作業を行い、将来のみかん専業農家の後継者の育成につなげていく。

また、自らが狩猟免許を取得し、イノシシの檻の設置やくくりわな実技講習会を行うなど、集落ぐるみで鳥獣害防止対策にも取り組んでいく。

体験農園（田植え）

協定参加者と小学生による
体験農園の米で収穫祭

集落のみかんを使った
加工品の開発

[集落の将来像]
○新たに担い手を育成することにより農地集積・作業委託を進めて、農地を維持する。
○地元の小学生に農業に親しみ接する機会を提供することにより、次代の担い手を育成する。

[将来像を実現するための活動目標]
○集落内の認定農業者を３名から５名に増やす。
○地元の小学校と協定を締結し、体験農園を実施する。
[活　動　内　容]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	農業生産活動の体制整備
農地の耕作・管理(畑22.6ha) 個別対応	体験農園の設置 （地元小学校と連携し、体験農園を設置） 共同取組活動	認定農業者の育成 （研修会･勉強会への参加、新たに２名育成） 共同取組活動
鳥獣害防止対策 （イノシシ檻設置、くくりわな実技講習の開催、狩猟免許取得） 共同取組活動	地元畜産農家から共同購入した堆きゅう肥の施肥 共同取組活動	自然生態系の保全に関する学校教育等との連携 （地元小学校と連携し、体験農園を設置） 共同取組活動
農道の管理 ・草刈り、補修・改良（3㎞） 共同取組活動		

集落外との連携
○地元小学校と連携し、体験農園、収穫祭を実施

４．取組による変化と今後の課題等

小学生の体験農園を設置するだけでなく、収穫した米を使い、児童が調理したカレーライスとおにぎりで収穫祭を行っている。

加工原料用のみかん価格が近年低迷しており、この状況を打破すべく、平成２０年度から集落産の温州みかんを原料にしてストレートジュースを試作し、商品化を検討している。責任ある販売体制を築くため、販売主体の法人化についても検討を重ねている。

[平成21年度までの主な成果]
○ 認定農業者の育成　（当初：３名、目標：５名、H21：実績２名）
○ 学校教育との連携で地元小学生と体験農園（田植え、稲刈り、みかん園での収穫体験）
（H21実績：田植え１回・稲刈り、収穫祭１回のべ40名）

＜NPO法人等の非農家等との連携を実施している事例＞

○集落全体を防護柵で囲みイノシシから守る

１．集落協定の概要

市町村･協定名	香川県　さぬき市（さぬきし）　豊田（とよた）			
協定面積 9.8ha	田（99.6%） 水稲、野菜	畑（0.4%） 柿、梅	草地	採草放牧地
交付金額 166万円	個人配分			40 %
	共同取組活動 （60%）	鳥獣害防止対策費（柵代等）		38 %
		農地等管理費		20 %
		会議費（会場使用料等）		2 %
協定参加者	農業者　21人、非農業者　4人			

２．取組に至る経緯

当集落は、さぬき市の東南部、本村川上流域の中山間地域に位置し、農家戸数21戸、非農家戸数4戸、農用地面積は9.8haで、水稲及び露地野菜等の栽培を行なっている。

近年、当集落はイノシシによる農作物被害が深刻な問題となっているが、農家個々で対策を図るには限界があり、また、農業従事者の高齢化の進行により、今後も農家だけで農地を守っていくには不安感が高まっていた。

そこで、２期対策の３年度目である平成19年度より体制整備単価協定に移行し、非農家も含め集落ぐるみで農地を守るためのイノシシ害対策や農業機械の共同利用に向けた組織づくりに取り組むこととなった。

３．取組の内容

イノシシ対策として、非農家も参加して集落内農地を取り囲むように電気柵等を3.5㎞設置し、その後の保守・点検も共同で行なっている。（集落全体では7.4㎞設置）

また、協定参加者のうち４名によりトラクターの共同利用を行なう任意組織「ヒヨサト農園」を設立し、農作業の低コスト化を図っている。このほか、非農家と共同で道路舗装や露地野菜の栽培に取り組むなど､集落内の連携及び活性化を目指している。

集落ぐるみで周辺林地を伐採し
イノシシ防護柵を設置

集落ぐるみで集落内道路を舗装

[集落の将来像]
○ 農家、非農家を含めた集落全体で集落内施設等の維持管理を図る。
　また、今後、高齢化の進行による耕作放棄地の発生を未然に防ぐために、農作業受託組織を設立し、集落内農地の保全を図る。

[将来像を実現するための活動目標]
○ ①適切な水路、農道の維持管理に努める。②集落内での見回り体制を整える。③集落協定者が一体となり、共同作業を行うよう努める。④イノシシ防護柵等により農地を守る。

[活　動　内　容]

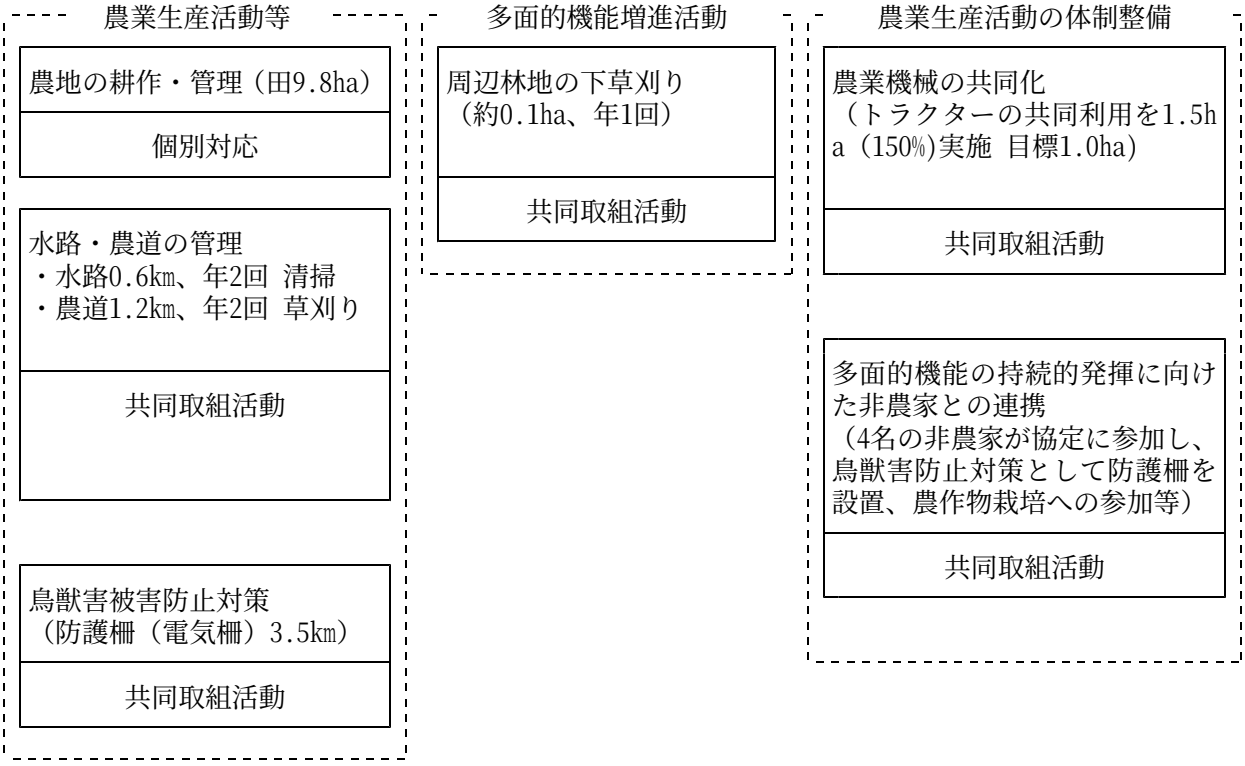

4．取組による変化と今後の課題等

集落ぐるみでイノシシ害対策に取り組むことで集落活動に対する意識が高まり、集落の活性化が図られた。特に、非農家の農作物栽培への参加や農業機械の共同利用組織の設立など、持続的・効率的な農業生産体制が整えられてきている。

今後は、イノシシ被害と並んで近年増加傾向にある猿害に対する新たな防護柵の設置や、より一層農作業の低コスト化を図るためトラクター以外の共同利用機械の導入、高齢農家の農地管理を請け負う農作業受託組織の設立が望まれる。

[平成21年度までの主な成果]
○ 共同機械の利用（トラクター）　（当初0ha、目標1.0ha、H21実績1.4ha）
○ 非農家との連携　（当初0人、目標4人、H21実績4人）
○ 非農家との連携による共同栽培（非農家2人 2箇所）

＜機械・農作業の共同化を実施している事例＞

○機械の共同利用による経費削減と有効利用

１．集落協定の概要

市町村･協定名	愛媛県　松山市（まつやまし）　儀式（ぎしき）			
協定面積 22.4ha	田（49%） 水稲	畑（51%） 柑橘等	草地	採草放牧地
交付金額 354万円	個人配分			50 %
	共同取組活動 （50%）	共同利用機械にかかる経費 農道水路管理費 集落内施設管理費 その他活動経費		19 % 9 % 18 % 4 %
協定参加者	農業者　44人			

２．取組に至る経緯

当地域は水稲と柑橘が主軸であるが、近年の価格低迷、農業者の高齢化、後継者不足などが心配され、耕作放棄地の増加が予想される。このため、農業機械の共同利用や、農地管理を行い、経費の削減や耕作放棄地の解消に努めることとなった。

３．取組の内容

当地域は、前期対策から今期対策にかけて田植機、トラクター、コンバインを購入し、農用地管理、作業の効率化に取り組んできた。

現在、共同購入した田植機、トラクター、コンバインの共同利用・管理を行っており、平成21年度末までの共同利用実施面積は、田植機の使用が3.4ha、コンバインとトラクターの使用が1.7haとなっており、協定参加者がオペレーターとなり共同利用の推進をおこなっている。また、今年は新たに畦塗機を購入し、水稲作付け地の畦塗り作業に活用しており、経費の削減・効率化を図った。

その他にも、水路の改修や農道のコンクリート舗装や、集落内の地域活動・行事にも積極的に取り組んでいる。

畦付機

農道コンクリート舗装

[集落の将来像]
　高齢化が進む中、将来耕作放棄地の増加が心配されるため、農道・水路の補修や改修はもちろん、共同機械の利用により経費の削減に努める。
　集落内の行事にも積極的に取り組み、世代を問わず交流を深め活力ある集落づくりに努める。

[将来像を実現するための活動目標]
○ 共同機械の有効活用
○ 農業資源、伝統の継承

[活　動　内　容]

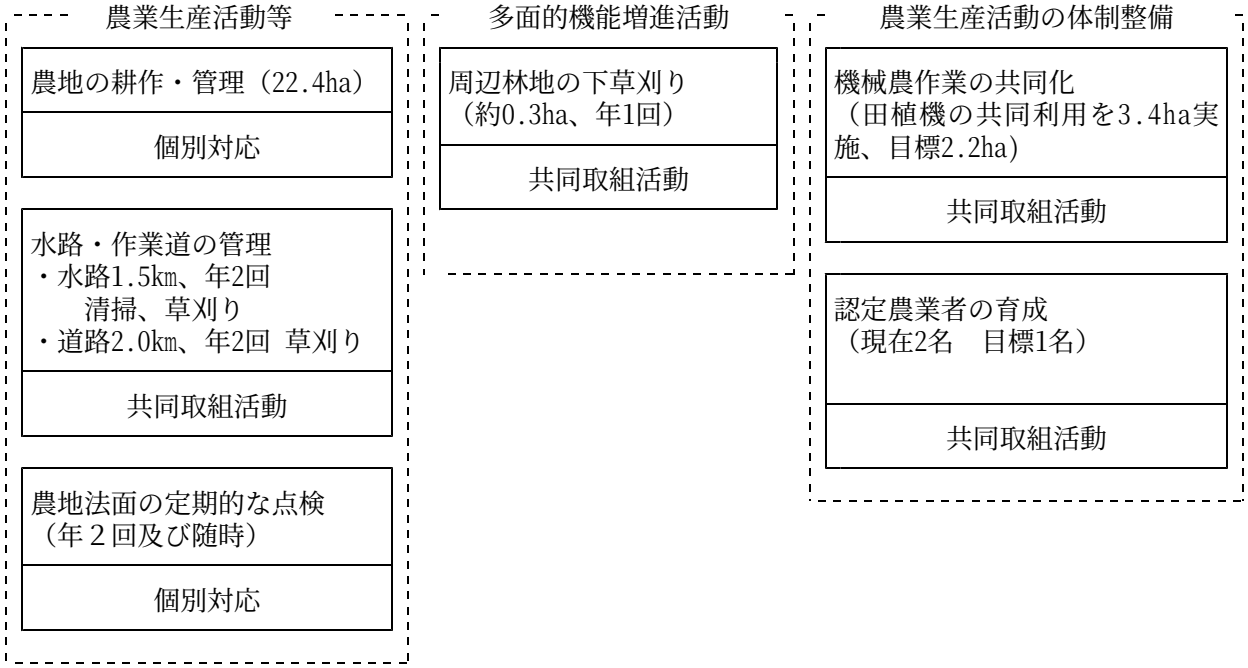

４．取組による変化と今後の課題等

　集落での機械の共同化により経費削減・効率化が図れ、農地の維持管理に努めることができた。

　今後高齢化等により地域活力の低下が懸念されるので、共同機械を有効利用や多面的機能の確保、また、自立的かつ継続的な農業生産活動ができるように取り組んでいきたい。

[平成21年度までの主な成果]
○共同機械の購入（畦塗機、コンバイン、田植機、トラクターの購入）
○ヘリコプターによる水稲防除（約10ha）
○景観作物の作付け（ヒメイワダレソウ）

＜その他、取組に特徴のある事例＞

○地域一体の取組で産地の発展を目指す

１．集落協定の概要

市町村･協定名	愛媛県八幡浜市（やわたはまし）　川上（かわかみ）			
協定面積 271ha	田	畑(100%)	草地	採草放牧地
	―	柑橘	―	―
交付金額 3,114万円	個人配分			0 %
	共同取組活動（100%）	農地・農道管理費		58 %
		共同施設維持管理費		25 %
		多面的機能増進費		17 %
協定参加者	農業者 249人　非農業者　3人			

２．取組に至る経緯

川上集落は八幡浜市の南部に位置し、川上湾に面した段々畑と縦横に走る農道で景観が形成されており、経営の主体は温州みかんである。農家の高齢化が社会問題となる中、集落内の農業従事者は50代が中心であり、若い後継者も比較的多い。また、従来から地区内に選果場を有し、スプリンクラー施設による共同防除と潅水の実施のほか、農道と園内道の基盤整備など、集落全体で産地の維持強化に取り組んできた。

しかし、地域の過疎化は着実に進行しており、経営体数の減少から優良農地が荒廃園になるといった事態を未然に防ぐためにも、農家の負担を軽減し、後継者や定年帰農者が積極的に就農できる環境作りを目的に本協定を取り組むこととした。

３．取組の内容

平成19年度に、地域活性化と住民交流を目的に地元農産物の直販所を設置したほか、農作業の負担を軽減するために山間部に休憩所とトイレを整備した。平成21年度には、農機具の修繕を行う「農機具支援センター」を開設することで、農繁期でも地区内の技術者による早急な対応と地域の雇用創出、参加者の経営効率向上につながった。

また、平成20年度に共同取組活動の配分割合を従来の50%から100%に増加し、スプリンクラー施設の維持管理費や農道整備の地元負担部分に充当することで、農家の負担軽減と担い手が農地集積に取り組みやすい体制整備を図ることができた。

柑橘を中心とする地元農産物直販所

農機具支援センターの開設

[集落の将来像]
○後継者や定年帰農者が本格的に就農するまでに、営農・経営技術を理解し、習得できる環境を作っていく。
○非農家の協力も得ながら集落全体で行なう活動を増やし、協定活動や集落づくり活動への理解促進に努め、集落機能の維持を目指す。

[将来像を実現するための活動目標]
○高品質安定性につながる、新技術・新品種の導入を進める。
○スプリンクラー施設の適正利用や園内作業道の設置など農作業の省力化を図る。
○農地流動委員会を通じて、担い手への集積を促進する。

[活　動　内　容]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	農業生産活動の体制整備
農地の耕作・管理（畑270ha） 個別対応	周辺林地の下草刈り 年１回 共同取組活動	高付加価値型農業の実践 ・新品種導入及び改植面積 3.5ha実施 共同取組活動
農道の管理 ・年２回 簡易補修、草刈り 共同取組活動	堆きゅう肥の施肥 年１～２回 個別対応	担い手育成に係る取り組み ・新規就農者３名 ・認定農業者数５名増加 共同取組活動
鳥獣害防止対策 ・防鳥ネットの設置 共同取組活動		

４．取組による変化と今後の課題等

本制度を有効的に活用することで、地域の活性化と集落営農活動の増進につながったほか、農作業の効率化による高齢農家の支援と新規就農者や後継者が就農しやすい環境を整備することができた。

今後は、集落全体で優良農地を護り、耕作放棄地の発生を防止するためにも、農業後継者の更なる育成強化と担い手への集積化を促進により、高品質な柑橘の安定供給に向けて努力していく。

[平成21年度までの主な成果]
○ 高付加価値型農業の実践　新品種の導入（目標３ha、H18～21実績3.5ha）
○ 担い手育成にかかる取り組み
　・新規就農者３名　　（H18年度３名）
　・認定農業者５名増加　（H18年度１名、H19年度２名、H20年度２名）
○ 地元農産物の直販所や休憩所・トイレの設置、農機具支援センターの開設

＜農地・水・環境保全向上対策と連携して効果的な取組を実施している事例＞

○集落のみんなで守る農村環境

１．集落協定の概要

市町村･協定名	高知県　香南市（こうなんし）　出口（いでぐち）			
協定面積 18.4ha	田（96%） 水稲	畑（4%） 野菜	草地	採草放牧地
交付金額 205万円	個人配分			50 %
	共同取組活動 （50%）	役員報酬		2 %
		日当（水路・農道の補修等）		42 %
		資材購入（水路・農道の補修資材やコスモス種子）		6 %
協定参加者	農業者　38人、非農業者　1人			

２．取組に至る経緯

昭和40年頃までは、典型的な農村集落で、ほぼ全戸で稲作やハウス栽培を行い、農地の保全が行われてきたが､近年の農家所得の減少などから農家戸数が減少するとともに、担い手不足や高齢化が進行し、高齢者が地区人口の半数以上を占める状況となった。

耕作放棄地の問題が深刻化し、さらに農村環境や伝統行事の維持が困難になってきたため､現状を少しでも良くしようと地区の有志が立ち上がり､地区民に参加を呼びかけ、本制度が始まった平成12年度から取り組みを始めた。また、集落の環境は、農業者だけでなく、集落全体で守っていこうという考えのもと、非農家にも参加してもらい、平成19年度から農地・水・環境保全向上対策にも取り組んでいる。

３．取組の内容

第１期対策から取り組んでいる景観作物の作付けに､平成17年度から非農家も参加し、コスモスの作付けに取り組んでいる。また、平成19年度からは、協定参加者38人中13人が農地・水・環境保全向上対策にも取り組み、協定農用地の約6割にあたる12ｈａで活動を行っている。両事業の取り組みにより、コスモスの作付面積も拡大し、コスモス祭での鑑賞会や地元中学生の演奏会､平成21年には地元の餅米を使った餅投げを行うなど、地域住民や都市住民との交流を図っている。

また、集落近くの工事現場で不要となった資材も活用するなどし、計画的に農道や水路の補修を行い、集落の環境美化に努めている。

水路の改修

景観作物の作付（コスモスまつり）

[集落の将来像]
耕作放棄地の発生防止に努め、集落の多面的機能を環境的、生態的に持続し、農業生産活動及び農業経済活動を将来にわたり継続していくために、集落内外の農家、非農家の協力により活発な活動を行う。

[将来像を実現するための活動目標]
地域の核となる担い手に農地の集積を図り、認定農業者の再認定に努める。
農道・水路・法面の点検補修を行い、魚類・昆虫類が住めるよう集落の環境美化に努める。

[活　動　内　容]

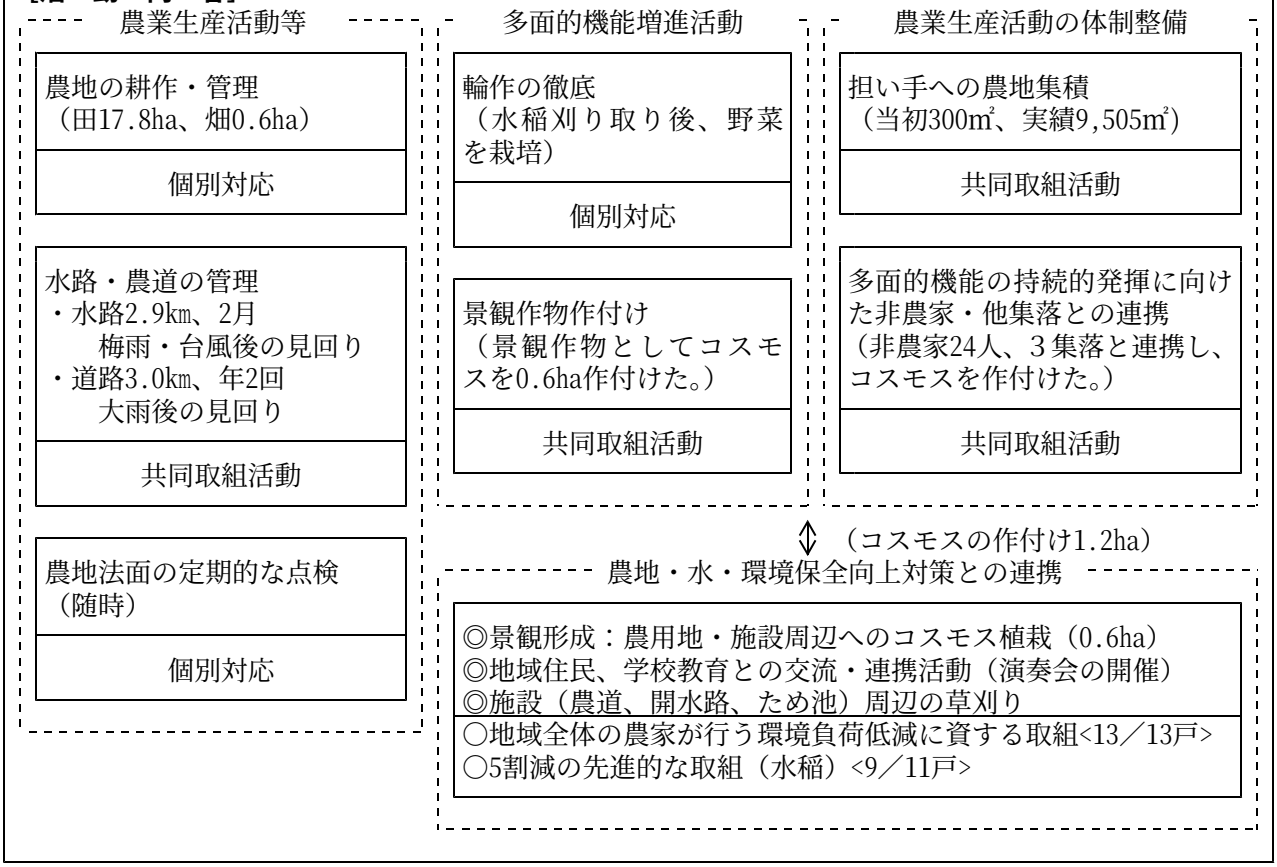

４．取組による変化と今後の課題等

本制度や農地・水・環境保全向上対策に取り組むことで、非農業者の参加も得ながら、農道・水路が保全できており、耕作放棄地の発生防止にも一定の効果があった。

また、両事業の活用により、まとまった資金ができたことから、集落のために有効に使うことができるようになった。コスモス祭を開催し、地元の餅米を使った餅投げを行うことで、農産物のＰＲや都市住民との交流に繋がるなど、相乗効果を生んでいる。

現在、20代、30代の者が、退職後に後継者となれるよう環境の維持に努めており、今後は、ますます高齢化が進行する中で協定参加者の減少が懸念されるため、担い手への農地の集積を進めていく。

[平成21年度までの主な成果]
○ 都市住民及び地域住民との交流による地域の活性化
・コスモスまつり参加者の増（60名(H17)、100名(H18)、140名(H19)、200名(H20)、350名(H21)）
○ 活動内容の話し合い等を通し、地区民の交流や連帯感が生まれた。